

(平成15年10月1日施行)

(平成16年4月1日改正)

(平成22年11月1日改正)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、機構の用務のため旅行するときに支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行をいう。
- (3) 出張 役職員が機構の用務のため一時その在勤事務所を離れて旅行し、又は役職員以外の者が機構の用務のため一時その住所又は居所（以下「居住地」という。）を離れて旅行することをいう。
- (4) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 役職員が出張した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

- 2 役職員が出張のため、旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族に対し旅費を支給する。
- 3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に第5条第2項の規定により旅行命令を取り消され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、金額のうち、その者の損失となった金額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災若しくは宿泊施設の火災その他本人の責に帰すべきでない事由により、概算払を受け

た旅費（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令権者）

第4条 役職員の旅行は、別表第1に定める旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

（旅行命令を発する場合）

第5条 旅行命令権者は、機構業務の遂行をはかるため必要があり、かつ予算上旅費の支出が可能であると認めた場合は、旅行命令を発するものとする。

2 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令を変更（取消を含む。）する必要があると認められる場合、又は第7条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請があった場合には、これを変更することができる。

（旅行命令を発する場合の手続）

第6条 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更しようとするときは、旅行命令簿（様式第1号）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載するいとまがない場合は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、事後速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

2 旅行命令を発した後、旅行命令簿に記載される前に当初の旅行命令が変更又は取り消された場合には、当初の旅行命令について、旅行命令簿に記載しないことができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第7条 旅行者は、職務の必要、又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行できない場合には、旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがなく旅行した場合には、その旨、事後速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したが、その変更が認められなかった場合には当初の旅行命令に対する旅費のみを支給する。

（旅費の種類）

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下「交通費」という。）、日当、宿泊料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃は、路程に応じ旅客運賃表により支給する。

3 車賃は、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

- 4 日当は、旅行日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 6 支度料は、本邦から外国への出張について定額により支給する。
- 7 旅行雑費は、外国へ出張に伴う雑費について実費額により支給する。
- 8 死亡手当は、外国旅行中に死亡した場合について定額により支給する。

第9条 前条の旅費の等級区分及び定額は、別表第2及び第3の定めるところによる。

(旅費の計算)

第10条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数については、旅行命令権者の認めるところにより計算する。

第11条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項のただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じるときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第12条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多いほうの定額による日当又は宿泊料を支給する。

第13条 旅行中における年度の経過、昇格等のため、旅費を区分して計算する必要がある場合は、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、旅費(概算、精算)請求書(様式第2号)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをする者に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後2週間以内に様式第2号の請求書により旅費の精算をしなければならない。
- 3 第24条に規定する旅費又は第29条に規定する死亡手当を請求する場合には旅費請求書(様式第3号)に必要な書類を添えて、当該旅費の支払いをする者に提出しなければならない。

(長期滞在の特例)

第15条 旅行者が同一地域（市町村の地域をいう。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（交通費の特例）

第16条 発着地における市内の交通費は、特別の事情のある場合のほか支給しない。

（随行者の宿泊料の特例）

第17条 役員の随行を命ぜられた者の交通費及び宿泊料は、旅行命令権者がその必要を認めた場合には宿泊料に限り役員の8割に相当する金額を支給する。ただし、当該職員の所定の宿泊料の額が、その8割を超えている場合は、所定の額を支給する。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第18条 鉄道賃は路程に応じて計算した旅客運賃、急行料金及び特別車輦料金並びに座席指定料金で、その額は次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客運賃及び特別車輦料金は別表第2による。

(2) 急行料金を要する線路による旅行のときは、前号に規定する運賃のほか、次に定める急行料金

ア. 普通急行列車を運行する線路による旅行で一の急行券の有効区間が75キロメートル以上ある場合は、前号に規定する運賃と同一等級の急行料金

イ. 特別急行列車を運行する線路による旅行で、一の急行券の有効区間が100キロメートル以上ある場合は、前号に規定する運賃と同一等級の特別急行料金

(3) 座席指定料金を要する線路による旅行のときは、第1号に規定する運賃及び特別車輦料金、前号に規定する急行料金のほか座席指定料金（普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限る。）

（船賃）

第19条 船賃は、路程に応じて計算した旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金で、その額は次の各号に定めるところによる。

(1) 運賃及び特別船室料金は、別表第2による。

(2) 用務上の必要により、別に寝台料金を必要とする場合には前号の規定する運賃のほか、寝台料金

(3) 座席指定料金を要する船舶を運航する航路による旅行のときは、第1号に規定する運賃及び特別船室料金、前号に規定する寝台料金のほか座席指定料金

(航空賃)

第20条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第21条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第22条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給し、その額は別表第2の額による。

2 鉄道100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、定額の2分の1に相当する額を支給する。ただし、都区内及び75キロメートル未満の旅行については日当を支給しない。

3 在勤地以外の同一地域内における旅行について前号に規定する定額の2分の1に相当する額の日当を支給される場合において、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により特に多額の鉄道賃等を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃等を支給する。

(宿泊料)

第23条 宿泊料は、旅行中の夜数及び宿泊地の区分に応じ一夜当たりの定額により支給し、その額は別表第2による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から在勤地までの往復に要する死亡

した役職員の職務相当の旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(交通費)

第25条 交通費の額は、別表第3に定める。

(日当及び宿泊料)

第26条 日当及び宿泊料は定額により支給し、その額は別表第3に定める。

- 2 第22条第2項の規定は、外国旅行の場合について準用する。

(支度料)

第27条 支度料の額は、その旅行期間に応じて別表第3に定める。

- 2 次の各号に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、次の名号に規定する額による。
 - (1) 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項に規定する額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額。
 - (2) 旅行期間15日未満の旅行の場合には、旅行期間1カ月未満の場合の定額の2分の1に相当する額。
 - (3) 外国へ留学する場合3万円

(旅行雑費)

第28条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨の交換手数料並びに人出国税の実費額による。

(死亡手当)

第29条 死亡手当の額は、別表第3に定める。

第4章 雑則

(役職員以外の者の旅行への準用)

第30条 機構の用務のために必要があると認めるときは、役職員以外の者に対し、旅行を依頼することができる。

- 2 前項の場合において、役職員以外の者に支給する旅費に関しては、その用務の内容、旅行の依頼を受けたものの学識経験、年齢、社会的地位等を考慮して、旅行の依頼を受けたものを、当該者と同等と認められる役員又は職員とみなして、第3条から第29条までの規定を準用する。この場合において「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と「旅行命令権者」とあるのは「旅行依頼者」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第31条 この規定の定める旅費により旅行することが、当該旅行における特殊の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、所要の実費を支給することができる。

- 2 前項の実費の支給を受けようとするときは、証拠書類を添え、旅行命令権者の承認を受けなければならない。
- 3 この規定による旅費の支給が、旅行の事情にそぐわない場合、予算上旅費の節約を特に必要とする場合又は学会出席のため及び研修等を受けるため旅行する場合等には、この規定にかかわらず旅費を減額又は打ち切り支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の規定を適用する場合において、日本労働研究機構旅費規程の規定に基づいて支給された旅費は、この規程の規定による旅費の概算払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年11月1日から施行する。

別表第1

旅行者の区分	旅行命令権者
(本部) 理事長 役員及び所長 副所長、部長、統括研究員 上記以外の職員 機構の依頼を受けた者等	監事 理事長 理事長 総務担当理事 同上
(労働大学校) 大学校長 副校長、事務局長、教授、統括研究員、次長 上記以外の職員 機構の依頼を受けた者等	理事長 理事長 大学校長 同上

別表第2 内国旅行の旅費

区 分	交 通 費 (円)				日 当 (1日につき) (円)	宿 泊 料 (1夜につき) (円)	
	鉄 道	船 舶	航 空	車 (1キロにつき)		甲 地 方	乙 地 方
理 事 長	乗車に要する運賃 の外特別車輛料金	乗船に要する運賃 の外特別車輛料金	実 費	37	3,300	16,500	14,900
理 事 所 監 事 長	〃	〃	〃	37	3,000	14,800	13,300
副 所 長 副 校 長 事 務 職 1 等 級 研 究 職 1 等 級	乗車に要する運賃	乗車に要する運賃	〃	37	2,600	13,100	11,800
事 務 職 2 等 級 研 究 職 2 等 級	〃	〃	〃	37	2,200	10,900	9,800
事 務 職 3 等 級 研 究 職 3 等 級 事 務 職 4 等 級 研 究 職 4 等 級	〃	〃	〃	37	2,200	10,900	9,800
研 究 職 5 等 級 事 務 職 5 等 級 事 務 職 6 等 級	〃	〃	〃	37	1,700	8,700	7,800

- 備考 1. 宿泊料の項中、甲地方とは、別紙に掲げる地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。
 2. 車中泊の場合は、宿泊料乙地方の定額を支給する。

別紙

都道府県	支給地域
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市
兵庫県	神戸市
広島市	広島市
福岡県	福岡市

注) この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成15年10月1日において、それらの名称を有する市区又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの地域の変更によって影響されるものではない。

別表第3 外国旅行の旅費等

項目 区分	交通費(円)				日当(1日につき)(円)				宿泊料(1夜につき)(円)				支度料(円)			死亡手当
	鉄道	船舶	航空	車	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	旅行期間1月未満	1月以上3月未満	3月以上	
理事長	最上級の運賃	最上級の運賃	最上級の運賃	実費	10,500	8,700	7,000	6,300	32,200	26,800	21,500	19,300	118,580	143,990	169,400	880,000
理事 監事 所長	〃	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の運賃	〃	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500	86,240	104,720	123,200	640,000
事務職1等級 研究職1等級 以上	〃	〃	〃	〃	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	70,070	85,090	100,100	520,000
事務職2等級 研究職2等級	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の運賃	〃	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	66,030	80,180	94,330	490,000
事務職3等級 研究職3等級	〃	〃	〃	〃	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	61,990	75,270	88,550	460,000
事務職4等級 研究職4等級	〃	〃	〃	〃	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	61,990	75,270	88,550	460,000
事務職5等級 研究職5等級 事務職6等級	〃	最下級の運賃	〃	〃	5,300	4,400	3,600	3,200	16,100	13,400	10,800	9,700	53,900	65,450	77,000	400,000

備考

1. 交通費の鉄道、船舶、航空の運賃は、運賃の等級が2～4の階級に区分されている場合であり、運賃の等級を設けない線路、航路、航空路、による旅行の場合は、その運賃の実費とする。
2. 鉄道又は船舶による旅行の場合において、用務上の必要により別に寝台料金又は急行料金等を必要とした場合には、現に支払った実費を支給する。
3. 指定都市とは、財務省令で定める地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とはアジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
4. 船舶または航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

様式第2号

旅 費 概 算 請 求 書

契約責任者					請求者	所属部課 (又は所属団体)			職名 (又は職業)		氏 名			旅行命令権者印				
概 算 額					精 算 額			追 給 額			返 納 額							
円					円			円			円							
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃					航 空 賃 他					日 当		宿 泊 料	
					路 程	運 賃	特 急 料 金	特 別 車 料 金	計	路 程	運 賃	リムジン バス代	空 港 使用料	その他	計	日 数	定 額	夜 数
計 (合計:)																		
支 度 料	地方	定 額		既 給 額		差 引 額		上記の通り旅費を請求します。 平成 年 月 日 氏名 ㊟ 上記金額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名 ㊟					用 務					
		円	円	円	円													

様式第3号

旅 費 請 求 書

現金出納責任者 殿		旅行命令 権者印	算出根拠	
請 求 者	住 所			
	職 業			
	死亡者との続柄 (又は職務の等級)			
	氏 名			印
請 求 額				円
死 亡 者	所 属 部 課			
	職 名			
	職 務 の 等 級			
	氏 名			
	請求者との続柄			
上記のとおり旅費を請求します。		平成 年 月 日	備 考	
上記の金額を領収しました。		平成 年 月 日		
氏名			印	

備考 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。